

# 住民税非課税世帯支援給付金 (3万円/1世帯) のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯支援給付金 (1世帯あたり3万円) は、令和6年度の住民税均等割非課税の世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

## 給付金の支給時期

確認書を受理、内容を確認した後、  
順次支給いたします。

## 支給対象について

### 支給対象となる世帯

令和6年度

**「住民税均等割非課税」**の世帯

※ただし、世帯全員が、住民税課税者に扶養されている場合を除きます。

令和6年12月13日時点で串本町に住民登録のある  
方へ串本町物価高騰対応重点支援給付金事務局が  
確認書を送付いたします（要返送）

※令和6年12月13日時点で住民登録のある  
市区町村から確認書が送付されます。



詳しくは裏面へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## 令和6年度住民税均等割非課税の世帯

- 対象となる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して必要事項を記入し、**返信または事務局に提出してください。**



### 【確認事項等】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- ④世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記入



住民税非課税世帯支援給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署にご連絡ください。

### お問い合わせ

串本町物価高騰対応重点支援給付金事務局



**0735-67-7020**

受付時間 土日祝日を除く8:30～17:15